

(仮称) 第3次宇都宮市スポーツ施設整備計画策定業務仕様書

第1章 総 則

1 業務の名称

(仮称) 第3次宇都宮市スポーツ施設整備計画策定業務

2 業務の目的

本市では、「宇都宮市スポーツ推進計画」に基づき市民の「ひとり1スポーツ」を促進し、スポーツ活動実施率の向上を図るため、「第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画（以下、「現行計画」という。）」を策定し、施設の新設や再整備、予防保全による老朽化施設の長寿命化、改修等に合わせた効果的・効率的な施設の機能向上に取り組んでいる。今後は、これまでの取り組みに加え、少子高齢化や気候変動による猛暑対策など、スポーツを取り巻く社会環境や利用者ニーズを捉えながら、生涯スポーツを支える「場」のさらなる充実を図るための環境を整備する必要がある。

本業務は「スポーツを活用したまちづくり推進ビジョン」及び「宇都宮市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツを取り巻く社会環境の変化や多様化する利用者ニーズを捉えながら、スポーツ資源のフル活用に向けた環境整備や今後のスポーツ施設のあり方を整理し、(仮称) 第3次スポーツ施設整備計画の策定を行うものである。

3 業務の期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

4 業務の場所

宇都宮市 魅力創造部 スポーツ都市推進課

5 業務の対象施設

市有スポーツ施設 ※施設の内訳については別紙を参照。

第2章 共通仕様

1 適用の範囲

- (1) 本仕様書は、本業務に適用されるものとする。
- (2) なお、本仕様書に明記なき事項であっても、本業務遂行上必要と思われる事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

2 業務内容

本業務の内容は「第3章 特記仕様」によるものとする。

3 技術者及び業務管理

- (1) 受託者は、業務主任技術者、照査技術者及び担当技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置するものとする。
- (2) 業務主任技術者は、業務の全般に渡り、技術的管理を行うものとする。
- (3) 受託者は、常に本市との連絡を密にするとともに、十分な協議のもとで業務の円滑な遂行を図るものとする。

4 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めない事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

5 関係法令等

受託者は、本業務の遂行にあたっては、本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守する。

6 機密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理または情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、本市の承諾なく、成果品（未完成の成果品を含む。）を他人に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

7 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本市が仕様書等において指定した主たる業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。ただし、本市が仕様書等において指定した軽微な業務を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- (3) 本市は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

8 地域経済貢献

委託者が指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委任し、請け負わせようとするときは、地域経済の振興や本市内業者育成の観点から、できる限り本市内に本店を有する業者（以下、「市内業者」という。）から選定するよう努めるものとする。市内業者に発注するときは、業務の内容及び見積金額における市内業者への発注金額の割合等を企画提案内容に盛り込むものとする。

9 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等は原則として受託者が行うものとするが、本市から貸与を受けた資料については、そのリストを本市に提出し、業務完了とともに返却すること。

なお、本市から返却の要求があった場合は、速やかに返却すること。

1 0 関係機関等との協議

本業務の遂行上必要な関係機関等との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

1 1 議事録

受託者は、業務遂行に当たっての事務打合せ等の都度、その結果について整理し、書面により本市へ報告するものとする。

1 2 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたっては、契約書に定めるもののほか、下記の書類を提出し、本市の承認を受けるものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするとき、その都度、本市の承認を受けるものとする。

(1) 業務着手時

① 業務着手届 ② 業務工程表 ③ 技術者届及び履歴書 ④ 業務実施計画書

(2) 業務完了時

① 業務完了届 ② 成果品納品書

(3) その他業務遂行上必要とされる書類

1 3 打合せ

打合せは、業務着手時、中間、業務完了時、及び随時必要に応じて行うものとする。

1 4 検査及び業務の完了

(1) 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を提出するとともに、本仕様書に指定された成果品及び成果品納品書を提出し、本市の検査を受けるものとする。

(2) 受託者は、検査の承認をもって業務の完了とする。なお、成果品に不備または不合格な点が発見された場合は、受託者は速やかにこれを訂正しなければならない。

1 5 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|-------|
| ・ 業務報告書（カラー製本） | 3 部 |
| ・ 計画書（本編）（A 4 判、カラー製本） | 3 0 部 |
| ・ 計画書（概要版）（A 3 判、カラー製本） | 3 0 部 |
| ・ その他関係資料 | 一式 |

- ・ 上記成果品に係る電子媒体（CD-ROM 等）

1 6 その他

- (1) 業務の遂行にあたり使用する関係資料及びデータ等については、可能な限り最新のものを使用するとともに、出典・年月等を明記すること。
- (2) 各種資料や成果品の作成にあつては、MicrosoftWord, MicrosoftExcel あるいはこれらと互換性のあるものを使用すること。

第3章 特記仕様

本業務の内容は、以下のとおりとする。

本業務の遂行にあたっては、規定事項、既往調査、各種会議等における意見や検討経過を十分に踏まえ、適切に作業を進めるものとする。

また、本業務の内容について、方向性やスケジュール等に変更が生じることも十分にあり得ることから、受託者は、これらの変更等に柔軟かつ的確に対応するものとする。

1 計画準備

本業務の実施にあたり、実施方針、実施体制、工程表などを記載した業務計画書を作成すること。また、本業務に必要な貸与データリストを作成し、発注者に提出すること。

2 現状・課題の精査

対象施設について、計画改定に必要な以下の内容を調査・整理し、本市のスポーツ施設を取り巻く現状・課題を精査すること。

- ・ 対象施設情報（建物情報、サービス情報、立地情報等）
※ 市から提供できるデータ：基礎調査データ、施設の基本データ
- ・ 上位関連計画での位置づけ
- ・ スポーツを取り巻く近年の社会状況（豪雨や台風による緑地の被害や、酷暑による屋外スポーツの活動環境への影響など）
- ・ スポーツ施設に求められるニーズ
- ・ スポーツ施設の全体最適化の参考事例の調査
- ・ その他、現状・課題の精査に必要な事項

3 基本方針の設定

特記仕様2での調査・検討結果や上位関連計画との整合を踏まえ、以下の内容を設定すること。

- ・ 本市のスポーツ施設全体の在り方の整理（現状や課題をはじめ、県有施設や民間施設との役割分担などを踏まえた、スポーツ施設の廃止や統廃合、集約化などの方向性の整理）
- ・ 施設種別ごとの整備の方向性の整理
- ・ 上記2点を踏まえた基本方針の設定

4 スポーツ施設の全体最適化の検討

特記仕様2～3までの調査・検討結果や、以下の内容を踏まえ、スポーツ施設の全体最適化の方向性を検討すること。

- ・ 対象施設の現状の評価や、評価を基にした方向性を検討
- ・ 施設の廃止，統廃合，集約化，新たな拠点整備のシミュレーション
- ・ スポーツ施設の全体最適化に伴う民間活力の導入可能性の検討
- ・ 無料施設や地域管理施設，廃止済み施設についての課題の整理や，それらを踏まえた今後の在り方の検討
- ・ スポーツ施設に近接している未利用市有地の活用可能性の検討
- ・ その他，全体最適化の方向性の検討に必要な事項

5 個別計画が必要な施設の整備計画の検討

スポーツ施設の全体最適化を踏まえ，以下の施設については，個別で整備の方向性（整備内容，概略事業工程，概算事業費など）を検討・整理すること。なお，検討・整理においては，これまで市が実施した調査結果を踏まえることとする。

- ・ 東部地域プール
 - ※ 駅東公園プールの老朽化に伴う，東部地域へのプール新設の検討
- ・ 清原球場
 - ※ 清原球場の評価や，他野球場との役割分担を踏まえた，整備の方向性の検討
- ・ その他個別計画が必要と思われる施設

6 計画書のとりまとめ

上記までの調査・検討結果を踏まえ，計画書（最終版）の本編及び概要版を作成すること。作成にあたっては，図表やイラストを用いて市民にわかりやすい内容とする。

7 庁内会議の開催支援

策定委員会及び策定部会の開催にあたり，資料作成，同席，議事録の作成を行う。

また，必要に応じて，宇都宮市スポーツ推進審議会の委員（学識経験者等）へのヒアリングを行う。

8 報告書の作成

本業務の調査・検討結果をとりまとめて，業務報告書を作成する。

No	施設名	備考
1	宮原運動公園	有料施設
2	駒生運動公園	有料施設
3	鬼怒川緑地運動公園石井緑地	有料施設
4	柳田緑地	有料施設
5	道場宿緑地	有料施設
6	市サッカー場	有料施設
7	みずほの中央公園	有料施設
8	屋板運動場	有料施設
9	市弓道場	有料施設
10	清原中央公園	有料施設
11	清原南公園野球場	有料施設
12	御幸公園野球場	有料施設
13	雀宮体育館野屋外施設	有料施設
14	上河内運動場	有料施設
15	宮山田運動場	有料施設
16	芦沼運動場	有料施設
17	河内総合運動公園	有料施設
18	下田原運動場	有料施設
19	古田運動場	有料施設
20	市体育館	有料施設
21	雀宮体育館	有料施設
22	明保野体育館	有料施設
23	清原体育館	有料施設
24	上河内体育館	有料施設
25	河内体育館	有料施設
26	宇都宮駅東公園プール	有料施設
27	市スケートセンター	有料施設
28	河内総合運動公園屋内プール	有料施設
29	下田原運動場幼児プール	有料施設
30	高間木キャンプ場	有料施設
31	宮サイクルステーション	有料施設
32	東部総合公園	有料施設・新設
33	北西部地域体育施設	有料施設・新設予定
34	陽南第一公園	無料施設
35	陽南第二公園	無料施設
36	錦中央公園	無料施設
37	下荒針運動場	地域管理施設
38	東谷運動場	地域管理施設
39	城南グラウンド	地域管理施設
40	豊郷台グラウンド	地域管理施設
41	陽南プール	廃止